

絵本版《日本国憲法とその構成》の構想

2021年1月9日 東京・竹田かずき
kazuki0517@gmail.com

《日本国憲法とその構成》というミニ授業書があります。これは私が作成したものです。(月刊誌『たのしい授業』2004年8月号掲載、2010年に《三権分立》とともにミニ授業書書籍化)

このミニ授業書は、「憲法の構成」というただそれだけを追う授業書なのですが、なぜか授業を終えると憲法に親しみを持ったり、憲法を読んでみたくなります(これは私の主観だけではなく、色々なクラスの授業記録でも明らかです)。

そのため「憲法入門としてはこれ以上に最適なものはないのではないか」とさえ思っています。

しかし、ミニ授業書であるため、「授業という形以外で広めることが難しいなあ」と思っていました。授業書をそのまま読むこともできますが、そうするといまいちピンとこないと思えてしまうのです。

「そんな現状をなんとか打破できないか。例えば漫画にするとかはどうだろう」なんてことも思ったのですが、いまいちうまく行きそうありません。そんな風に悩む中、あるときふと、「絵本にしたらどうだろうか?」と思いました。

「見開きで問いかけ、次のページで結果がわかる」「子供達を周りに描いて、それぞれの意見を言ってもらおう」そんな風になると、いい気がしてきたのです。

次のページからが、その中身となります。こんな風に見てみたらどうかと思っています。

※ ※ ※

ただ、すでに問題点はあるなあと思っています。

- ・実験があったり、地図や道具が出てくることがないので、画面が単調である。
- ・見開きあたりの文字量が少ない。(これは、たとえば、池田香代子再話『世界がもし100人の村だったら』(マガジンハウス、2001)も相当少ないので、あまり気にしなくていいと思う)
- ・子供だけでなく、むしろ大人に読んでほしいと思うが、「絵本」という形では難しいか。(とはいえ、仕方ないかな～)

他にも少し悩んでるところも……

- ・タイトルは授業書のままだいいか、変えたほうがいいか?
- ・言葉がたまにむずかしくなってしまう。解説を入れたほうがいいか……

※ ※ ※

実のところ、憲法に興味をもって以来、憲法入門の本や、子供向けの憲法読本など何冊か読

みました。しかし、どれも憲法の条文を説明したり、憲法のことを丁寧に説明していて……それはとても大切ではあるのですが、しかしことごとく「はじめて読むには難しい」と思えてしまいました。

また、憲法の話、政治と法律の話を聞くにつれ、「そもそも憲法が何かピンときていない人が多いのではないか」と思うことがあります。それは何も「私はわかってるけれど、一般人はわかっていない」ということを言いたいわけではありません。私自身が、20代前半まで「憲法という言葉も知っているし、なんとなく学校で習ったけれど、でも全然ピンときていないし、学びたいとも思わない」という状態だったからです。その上で、《日本国憲法とその構成》によって、「憲法ってこんなものだったんだ～!」と感動し、その重要性をかみしめたのです。

そのため、「是非いろんな人に、憲法のことを知ってほしい」と思っています。

ご意見いただけるとうれしいです。

※「絵本」と描きましたが、「絵本的な形式を目指す」ということであって、当面はこのような研究会での発表や、WEBサイトで公開できたらいいなと思っています。

絵本《日本国憲法とその構成》

作・絵 竹田かずき

この絵本は、竹田かずき作 ミニ授業書《日本国憲法とその構成》(『日本国憲法と三権分立』2010, 仮説社 に収録) を元にしてしています。

ミニ授業書《日本国憲法とその構成》は、「憲法の構成」というただそれだけを追う授業書なのですが、なぜか授業を終えると「憲法に親しみを持った」とか「憲法を読みたいくなった」という感想をたくさんいただきます。そのため「憲法入門としてはこれ以上に最適なものはないのではないか」と思っています。

しかし、ミニ授業書であるため、「授業という形以外で広めることが難しいなあ」と思っていました。授業書をそのまま読むこともできますが、そうするとまいちピンとこないと思ってしまうのです。

「そんな現状をなんとか打破できないか」と考えて作ってみたものが、この絵本です。「見開きで問いかけ、次のページで結果がわかる」「子供達を周りに描いて、それぞれの意見を言ってもらおう」……そんな風にしてみました。ぜひ一人で、あるいは誰かと一緒に読んでみてください。

なお、この中の子供達のつぶやきは、月刊誌『たのしい授業』(2013年8月号~9月号)に掲載された根本巖「中学生、憲法に会う 《日本国憲法とその構成》の授業」をもとにしてしています。また、4人の子供の性格付けは板倉聖宣『ぼくらはガリレオ』(岩波書店, 1972)を真似しています。

最後の4ページには、ミニ授業書にはない「そもそも憲法って何? という人へ」というお話を追加しています。

※ ※ ※

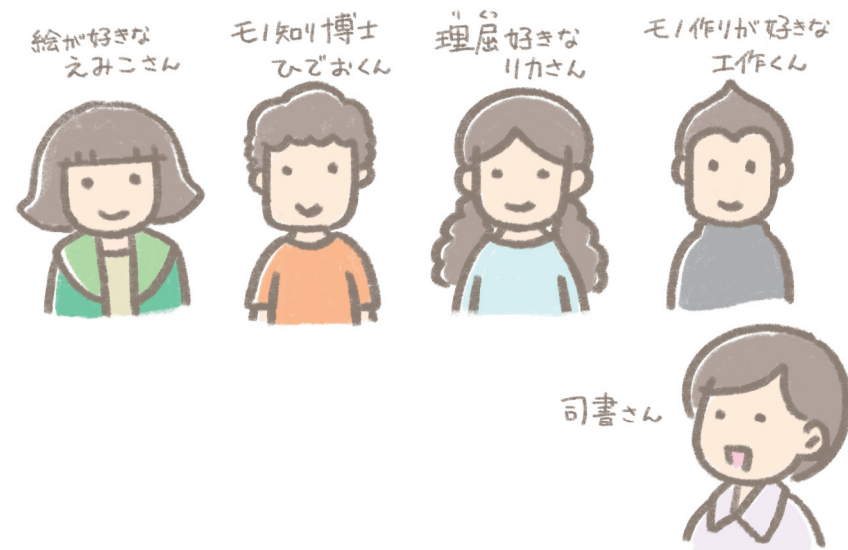
この絵本の構想については、これまで東京ニコたのサークル、根本巖さん(神奈川)、母・竹田美紀子にご意見いただきました。またグラフを描いてくださった肥沼孝治さん(埼玉)にも連絡し、はげましをいただきました。

ここはある図書室の一角。

同級生の4人がヒマを持てあましてしていると、
司書さん(図書館で働く人)が一冊の本をもってきました。

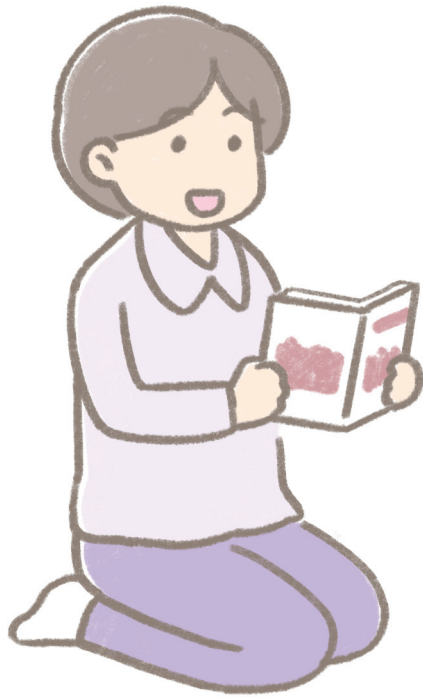
「ねえ、この本、みんなで考えようっていう問題が出てくるんだけど、よかったらやってみない？」

たいくつをしていた4人は、「どんな本なのかな?」と集まってきました。



あなたは「^{けんぽう}憲法」という言葉を聞いたことはありますか？
憲法はその国の中心となる決まりです。

いまの日本には〈日本国憲法〉という憲法があります。
その日本国憲法には、どのようなことが書かれていると
思いますか。



えー
知らなーい



聞いたこと
あるかも



なんだ
なんだ

むずかしい話
なのかな…



問題1

日本国憲法は第1条、第2条、…というふうには、^{じょうぶん}〈条文〉という文章でできています。

それでは、この憲法は一体どれくらいの条文から成り立っていると思いますか。

予想してみてください。

なんとなくでいいからなー

予想
ア.10条くらい
イ.50条くらい
ウ.100条くらい
エ.200条以上

え〜10条は少なすぎに思えるなー

学校のきまり、いくつかあつたけそれより多そう

大事なことはあんまり多くないんじゃない? 10条かな〜

うーん 100条くらいかなー

むしろ大事なとだから多いいんじゃない? 私は200条にしようかな…

日本国憲法は、つけたしの^{ほそく}〈補則〉をふくめて103条から成り立っています。

〈補則〉は、憲法が作られ、^{しこう}施行されるときにのみに必要な手続きを記した条文です。

その〈補則〉の4カ条（100～103条）をのぞけば、憲法は99条ということになります。

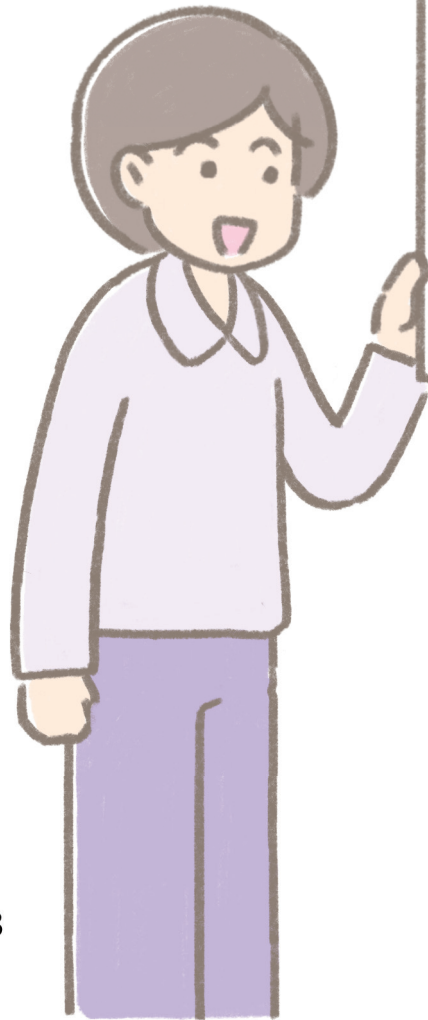


問題2

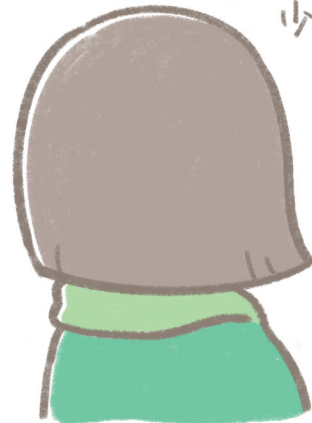
日本国憲法は、100条ほどの条文を
内容によって〈章〉とよばれるまとまりに分けています。
いくつくらいの章に分けられていると思いますか。

今度はコレ

予想
ア.5章くらい
イ.10章くらい
ウ.20章くらい



5章だと
少ない?



100条を20で割るとすると
1章5条ずつで
少なすぎかなー



え〜
どうだろ〜



100条なら
10章くらい
かなあ



日本国憲法は、〈補則〉をふくめて11章あります。
この11章に前書きである〈前文〉を加えて
「日本国憲法は、前文と11章103条から成り立つ」と
いわれることもあります。



ちなみに、〈条〉は憲法全体での通し番号になっており、
〈章〉ごとに1条から始まることはありません。
つまり、「第2章第1条」などということはないのです。



問題3

日本国憲法は「約10章、約100条でできている」ともいえます。

では〈章〉によって、そこにふくまれる〈条〉の数には大きなちがいがあると思いますか。



予想

ア.1章につき、だいたい10条

くらいでかたよりはない。

イ.ある章は1条だけだったり、

またある章は20条以上

あったりと、章によって

かたよりがあ



かたよって
そんなにあるのかな
ないんじゃないかな～



うーん
でもかたよって
ることも
あるんじゃない？



うーん

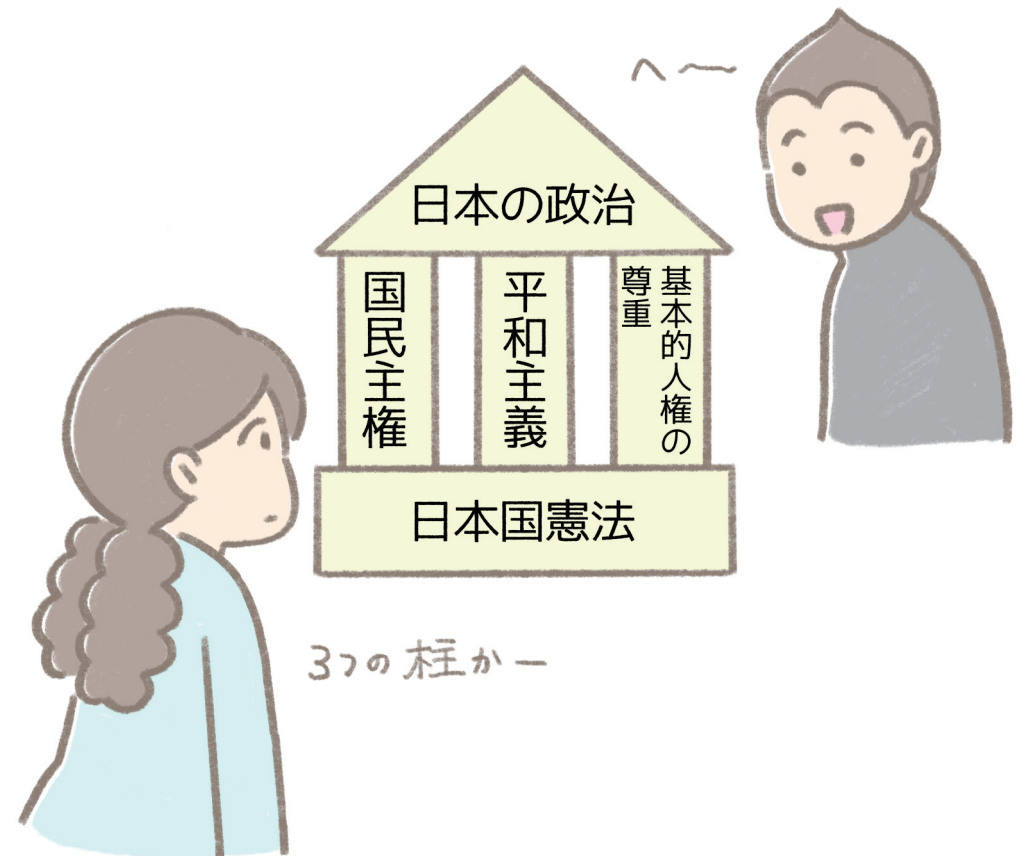


スポーツも競技による
ルールブックの厚さが違うし
かたよりはあるのでは？

日本国憲法は、章によってふくまれる〈条〉の数に
かなりかたよりがあります。
一番少ない章は1条のみで、
一番多い章は30条以上あります。

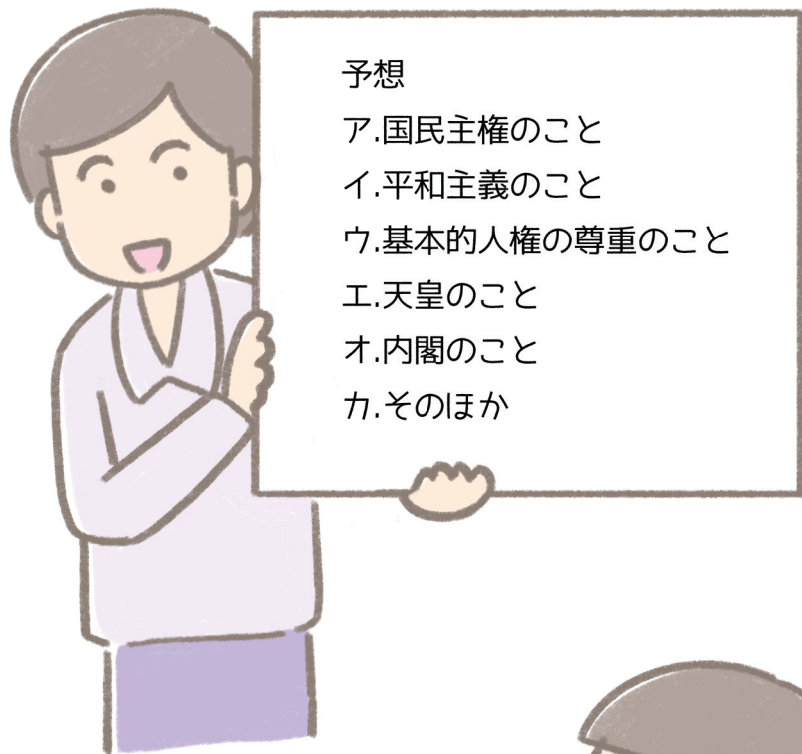


ところで、日本国憲法は
とくに〈国民主権〉〈平和主義〉〈^{そんちゆう}基本的人権の尊重〉を
柱にしていると言われていいます。
これを憲法の三大原則、または三大原理といいます。
日本の政治は、この三つの柱を支えにして行われること
になっているのです。

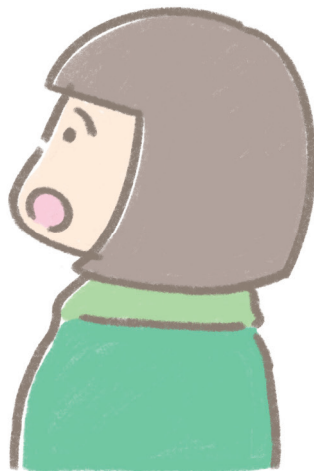


問題4

それでは、日本国憲法の第1章第1条にはどんなことが書かれていると思いますか。



え——
なんだらう



そうきたかー

第1章第1条ってことは
一番初めのことか...

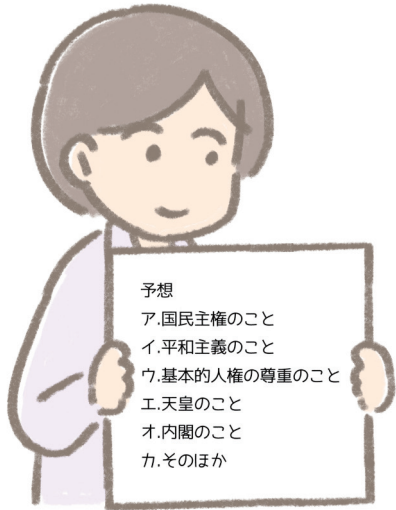


うーん
これ2つ選んでも
いい?

(うーん、いいよー)

うーん、でも
どうしよ...





予想
ア.国民主権のこと
イ.平和主義のこと
ウ.基本的人権の尊重のこと
エ.天皇のこと
オ.内閣のこと
カ.その他

平和でないと
政治はやっていけない
と思うなあ



天皇は戦前リーダーだ、だけど
戦後はリーダーが代わった
だからそのことを
最初に書くと思う



国は国民が
いないと
始まらないよ

私は国民である前に
人間だから
基本的人権の尊重が
はじめだと思う



日本国憲法 第1章の題名は「天皇」となっています。まずはエが正解です。さらに内容を読んでみると、こう書かれています。



第1章 天皇
第1条
天皇は、日本国の^{しやうごう}象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の^{そん}存する日本国民の^{もじつ}総意に基く。

条文、なんだか
難かしいな...



最後の「主権の^{そん}存する日本国民」というところが、〈国民主権〉にあたります。ですからアも正解です。第1章第1条は「天皇の地位」と「国民主権」の両方を表しているのです。

両方なんだ!



第1章第1条は
天皇と
国民主権



なお、「国民主権」を記す文章は、条文としてはこれだけですが、前文の中にも「国民主権」が出てきます。

前文があ



問題5

それでは、三大原則のもう1つ、〈平和主義〉は第何章に出てくると思いますか。





予想
ア.第2章
イ.第3章
ウ.第4～6章
エ.第7～11章

なんとなく
大切な順番なのかなって
そう思うと まずは平和が
大切だと思う



基本的人権のほうが先だと思う
平和のために 誰かの人権を
尊重しなくなっちゃダメだから



カコだけと
さっき三大原則が
書かれてた順番では
ないかなー

基本的人権は
「人のこと」で
平和主義は
「国のこと」だから
まずは「人のこと」を
書いたのではないかな



平和主義については、第2章に書かれています。
(第1章は、1～8条まで続きます)



第2章 戦争の放棄

第9条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



ちなみに、第2章の条文はこの9条ただ1つです。
そのため、「憲法第9条」という言葉が、「戦争放棄」の代名詞になることがあります。



そして、第3章には、約30条にわたって「国民の権利及び義務」が書かれており、そこに〈基本的人権の尊重〉が書かれています。

基本的人権の尊重は
第3章 なんだ

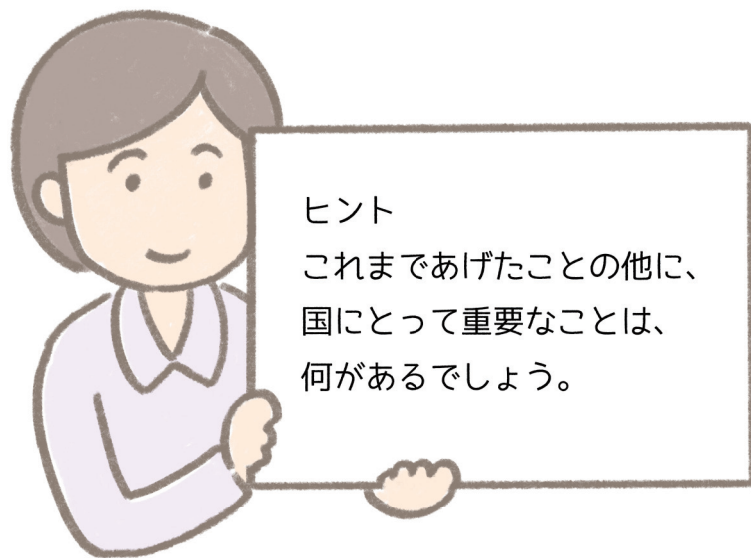


質問

第1～3章には、日本国憲法の三大原則のことが書かれていました。

それではそれに続く7つの章（4章～10章。第11章は補則です）には、どんなことが書かれていると思いますか。

思いつくものをあげてみてください。



うーんなんだろう
教育とか
おかねとか？



公用語とか
領土とか
都道府県
とか



警察とか
選挙とか



三権分立、それがあって
内閣、国会、裁判だった
かな



日本国憲法全体の構成はこのようになっています。

前文

第1章 天 皇 (第1条～第8条)

第2章 戦争の放棄 (第9条)

第3章 国民の権利及び義務 (第10条～第40条)

第4章 国 会 (第41条～第64条)

第5章 内 閣 (第65条～第75条)

第6章 司 法 (第76条～第82条)

第7章 財 政 (第83条～第91条)

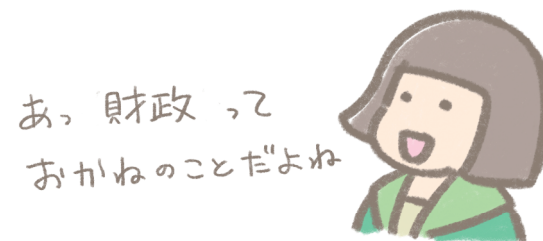
第8章 地方自治 (第92条～第95条)

第9章 改 正 (第96条)

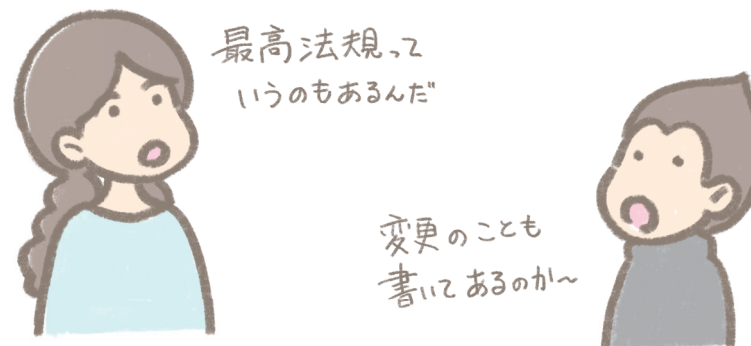
第10章 最高法規 (第97条～第99条)

第11章 補 則 (第100条～第103条)

第4章の〈国会〉、第5章の〈内閣〉、第6章の〈司法 (= 裁判所)〉には、「国の三つの権力 (三権分立)」のことが書いてあり、それに続く第7章の〈財政〉、第8章の〈地方自治〉には、その他の政治原則が書いてあります。



また、第9章〈改正〉には、憲法を変更するときのこと、第10章〈最高法規^{ほうほうき}〉には、この憲法が日本国の中心となる決まりであること (憲法に違反する法律や条約は無効であることなど) が書かれています。

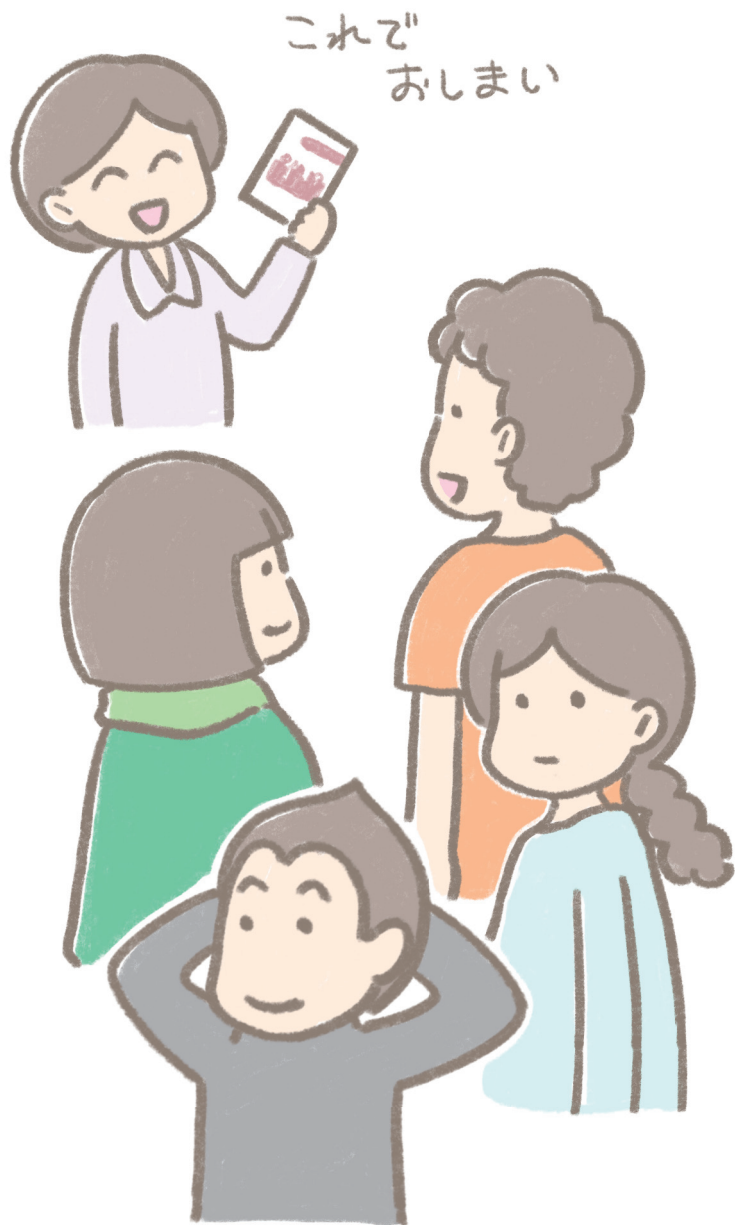


下の表は日本国憲法の構成を表しています。
 章の長さをその章にふくまれる「条」の数で
 比べられるようにグラフ化したものです。



章		1 天皇	2 戦争放棄	3 国民の権利及び義務	4 国会	5 内閣	6 司法	7 財政	8 地方自治	9 改正	10 最高法規	11 補則
内容	前文	国民主権		基本的人権の尊重	国会	内閣	裁判所	財政	地方自治	最高法規	補則	
		平和主義 日本国憲法の三大原則		三権分立				その他の原則		手続		
条		1~8		10~40	41~64	65~75	76~82	83~91	92~95	96	97~99	100~103

©Koenuma Takaharu,2004




でも、もうちょっとだけ
「そもそも憲法とは？」という
話があるよ




そもそも憲法ってなに？ という人へ
超ざっくり説明

昔は、国王が好き勝手に政治をしていました。




みんな私の言う通りにすれば"いいのだ"

法律も国王が決めていました。
国王は、法律の変更もできたし、裁判だってできる。
どんな政治も思いのままです。




だれ誰からもしかられたりしないも〜ん

しかし、何でもかんでも国王が好き勝手にされたら困ってしまいます。
そこで革命が起こりました。




勝手な政治しちゃダメ〜!

国王であっても、好き勝手やっちゃダメ、
法に従って政治をしなければダメ、と決めました。




もちろん、民主主義の国(国民の中から代表を選んで、その人たちが政治を行う国)でも同じです。
政治をする人は好き勝手やっちゃダメ。
法に従わなきゃダメ。



頼むよ

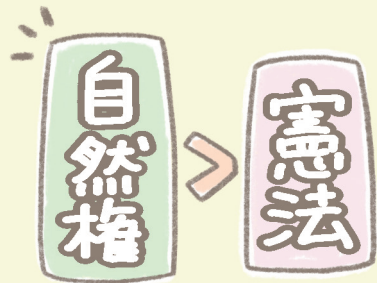
国にとってもっとも大切な法、それが憲法です。
様々な法律の親分でもあります。



← 他にも法律

……ただ、実は憲法よりも大切にしなければいけないことがあります。
それはどんなことだと思いますか。

憲法よりもっと大切にしなければならないこと、それは自然権です。



自然権とは、一人ひとりが生まれながらにもっている権利……生きる権利、自由の権利、平等の権利、所有の権利などです。

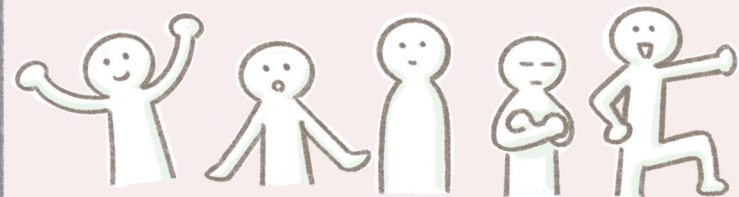


憲法には、自然権を守る条文もたくさんあります。

しかし、もしも憲法や他の法律が誰かの自然権をおかそうとしたときは憲法を優先させてはいけません。



憲法は「そのときの国の基本法」でしかありません。自然権は、国ができるよりも前からあるもっとも大切な権利なのです。



おしまい

作・絵 竹田かずき